奈良県告示第三百一号

旨の届出があった。 いて準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり事業を廃止した 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第五項又は第六項にお

令和七年十一月十四日

奈良県知事 山 下 真

	導		
	居宅療養管理指		
十一日	導及び介護予防	=:	
令和七年八月三	居宅療養管理指	大和高田市本郷町二—	なの花薬局高田駅前店
	の 種類		
廃止年月日	は居宅サービス	又は住所	は氏名
	廃止した施設又	指定介護機関の所在地	指定介護機関の名称又